

社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所

http://www.roum-tingin.jp/

Google

アップル (11) Amazon.co.jp Yahoo! JAPAN ニュース (130) アップル Google マップ YouTube Wikipedia お役立ち

札幌市の社会保険労務士事務所
北海道賃金労務研究所グループ
個人情報保護方針 資料請求・お問合せ
011-271-1802



経営者の本音にお答えする!!
労務対策のスペシャリスト

北海道賃金労務研究所は、労務・賃金相談を売りにした社会保険労務士事務所です。

? 経営者のご要望に **お答え** します!

→ 労使トラブル対応と対策、サービス残業対策

現在話題に上げられる様々なトラブルに対応するだけでなく、おこさない対策を企業様に合わせてコンサルいたします。

→ 一矢報いる目的別退職金制度づくり

→ 労働保健と社会保険のアウトソーシング

→ 社会保険、労働基準監督署の調査対応

etc...

社長の腹づもりを実現する
給与の払い方

- 人事制度は導入しているが、しっくり来ない
- 年内予算内でメリハリを付けた評価をしたい
- 自社独自で給与制度を作りたい

就業規則を戦略的に
活用したい

- 問題社員対策としてもっと活用しやすい就業規則をつくりたい
- 市販の就業規則ではなく、自社独自の実態を反映させた規程をつくりたい

▶▶▶NEW TOPICS

代表 **石田 和彦**
(特定社会保険労務士)

2008-7-29 16:55:21
私的自治って…

みなさんは「私的自治」という言葉をご存知でしょうか？ 会社と労働者を拘束する(私人間の契約)のは「法律」と「契約(雇用契約)」だけなのです。実に簡単な理屈です。この「契約」は法律に違反させなければどのような契約を結んでも良いのです。“どのような契約を…”に「私的自治」の考え方を応用するのです。極論を言えば「あなたの給与には45時間分の残業代が含まれています」という契約を結べば残業時間が45時間を超えるまで残業代を払う必要がなくなります。労働分野に限らず、私法の大原則である“私的自治”を使いこなせる人材が今、企業に求められているのです。

[COMMENT] [TRACKBACK]

2008-5-27 12:35:49
石田和彦が考える現場主義



copyright (c)2002-2007 Hokkaido Roumu Keiei Inc. All rights reserved.

安定経営のパートナー 労務顧問

[問題発見] と [問題解決] が、私たちの基本理念です。

お問い合わせは **社会保険労務士法人
北海道賃金労務研究所**

札幌市中央区南1条西12丁目322番地 新永ビル6F
(地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩3分)

TEL.011-271-1802 FAX.011-281-4056

北海道賃金労務研究所 検索

URL <http://www.roum-tingin.jp/> メール roum@kyoukai.co.jp(代表)